

読書の家から



新刊案内

■あぶた読書の家

△一般▽いのち 韻あり(丸岡秀子)▽地球環境にやさしい道路緑化樹 その植え方と育て方(北海道道路管理技術センター)▽やまもの樹に抱かれて(藤本敏夫)▽カワサキ・キッド(東山紀之)▽昭和の刀工天野助六の生涯(菊池正治)

■みずうみ読書の家

△一般▽やぶへび(大沢在昌)▽くじけないで(柴田トヨ)▽明治天皇 全4(ドナルド・キーン)▽姥捨ノ郷(佐伯泰英)▽私の松本清張論(辻井喬)▽小学校1・2年生童話 全17巻

今月の1冊



中村久子著
「中村久子自伝 こころの手足」春秋社



時として両手、両足を持つ健常者よりも、障害を持っている人の努力、力強さ、優れた才能に気づかされる本です。平成11年11月20日初版の本です。小学生から大人まで。

▽昔ばなしえほん

△ロータリー文庫▽学びなおすと地学はおもしろい(ベル出版)▽復刊 自然観察(農文協)▽津波災害(岩波新書)



●開館時間

午前10時より午後4時20分まで

●3月の休館日

17日・21日・24日・31日・4月7日

(毎週木曜日・祝祭日休館)

あぶた読書の家 ☎76・2100
みずうみ読書の家 ☎75・472

◆消費者だより◆

賃貸住宅入居・退去の注意

就 職や進学・転勤などで住宅の入退居が多いこの時期。トラブルを防ぐために次の点についてご注意ください。

【入居の際の説明と注意点】

賃貸借の仲介や代理を行う宅地建物取引業者は、重要な事項を記載した書面を交付して借主に説明するように義務付けられています。説明を受ける際は、重要事項説明書に記載有無に関らず、不明な点や疑問点などあれば積極的に質問し、契約内容を十分に理解することが必要です。

特に①使用規則や修繕など関する事項②契約の解除(予告期間)や損害賠償の予定に関する事項③特約条項の有無やその内容④契約終了時の原状回復の負担割合や敷金など、精算に関する事項などについては、よく確認しておく必要があります。また、借主に不利な契約条項などを見つけた場合には、

貸主に対して条項の変更や削除などを求めることもできます。

【退居時の原状回復とは?】

入居時の状態に完全に戻すことはなく、借主の故意や過失によって生じた住宅の汚損、破損や無断で原状を変更したときに負担する責任をいいます。日照による退色、家具によるカーペットのへこみなどは、自然消耗とされ、そのまま返還すればよいとされています。

【費用負担の伴う原状回復】

不注意による破損、掃除を行わず拡大したカビやシミ、下地ボードの張替えが必要になるような釘やネジ穴、ペットによる柱のキズなどの損耗については入居者の費用負担を求められます。

【退居するときには...】

自分を取り付けた備品などは全て除去し、ゴミや不要物は処分しましょう。また物件確認は管理会社や貸主などの立会いのもと、行いましょう。